

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年七月六日奈良県指令建第八四一四四号

平成二十一年十一月十九日奈良県指令建第八四一二四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十一月二十五日建第七二七七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年十一月二十五日建第四四九九号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷一二〇〇番地ノ六、一二〇三番地ノ一、一二〇三番地ノ三、
一二〇三番地ノ五、一二〇三番地ノ六、一二〇三番地ノ七、一二〇三番地ノ八、一二
〇三番地ノ九及び一二〇三番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺一三九番地ノ二

ハウジング森井工務店 森井康之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷一二〇〇番地ノ六及び一二〇三番地ノ九

下水道 北葛城郡広陵町大字南郷一二〇〇番地ノ六及び一二〇三番地ノ九の各一部

一 許可番号

平成二十一年九月十八日奈良県指令建第八四一五八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十一月二十五日建第七二七八号

三 開発区域に含まれる地域

樅原市雲梯町九一七番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

権原市雲梯町五九三番地
井上好司